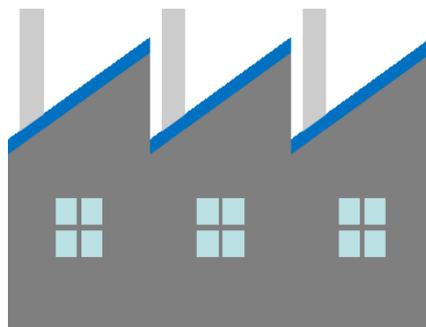


# 地域産業保健センター をご活用ください！

地域産業保健センター（地域窓口）は、労働者数 50 人未満の産業医の選任義務がない小規模事業場やそこで働く方々を対象として、労働安全衛生法に定められた保健指導や助言などの産業保健サービスを**無料**で提供しています。



地域産業保健センター（地域窓口）は、奈良労働局、奈良県医師会及び郡市医師会の協力を得て、独立行政法人労働者健康安全機構奈良産業保健総合支援センターが県内の労働基準監督署単位（4箇所）に設置・運営している事業で、登録産業医等による産業保健サービスを無料で提供しています。

従業員の心身の健康管理、社内の作業環境管理・作業管理等に苦心されている事業者の皆様、ご自身の健康診断結果やメンタルヘルス面等に気にかかるところがある労働者の皆様の積極的なご利用をお待ちしています。



- 県内の地域産業保健センター（地域窓口）は、以下のとおりです。相談窓口は、**定期的に開設する窓口と予約相談窓口**があります。**予約相談窓口は、事前に電話等での予約が必要**ですが、ご希望の日時・場所等について、出来る限りご相談に応じます。
- 詳細につきましては、各センターのホームページをご覧ください。

## 北和地域産業保健センター（北和窓口）

〒630-8031 TEL 0742-33-5235  
 奈良市柏木町 519-7 FAX 0742-34-1952  
 奈良市医師会内 Eメール nara-city@nara.med.or.jp  
 URL <http://www2.mahoroba.ne.jp/~nara-city-med./hokuwa/>

### ■健康相談窓口

奈良市総合医療検査センター ☎ 0742-33-7876  
 毎週 月～金曜日 9:00～16:00（メディカルなら）  
 大和郡山市医師会 ☎ 0743-57-8743  
 毎月第3火曜日 14:00～16:00  
 生駒地区医師会 ☎ 0743-75-3535  
 毎月第2火曜日 14:00～16:00  
 天理地区医師会 ☎ 0743-62-2055  
 偶数月の第1火曜日 14:00～16:00

### ■予約相談窓口（要事前予約）

※ 予約先 奈良市医師会 ☎ 0742-33-5235

### ■メンタルヘルス相談窓口

奈良市総合医療検査センター（メディカルなら）  
 毎月第2水曜日 14:00～16:00  
 大和郡山市医師会（夜間対応）  
 毎月第2木曜日 17:00～19:00

## 葛城地域産業保健センター（葛城窓口）

〒635-0095 TEL 0745-23-2431  
 大和高田市大中 106-2 FAX 0745-52-4934  
 高田経済会館 4F Eメール hokkatsu@nara.med.or.jp  
 北葛城地区医師会内  
 URL <http://www.nara-sanpo.jp/tiikisangyou/katuragi/>

### ■健康相談窓口

北葛城地区医師会 ☎ 0745-23-2431  
 毎月第4火曜日 14:00～16:00  
 橿原市保健センター ☎ 0744-29-0888  
 毎月第2火曜日 14:00～16:00  
 御所市いきいきライフセンター ☎ 0745-63-0276  
 毎月第3火曜日 14:00～16:00

### ■予約相談窓口（要事前予約）

※ 予約先 北葛城地区医師会 ☎ 0745-23-2431

### ■メンタルヘルス相談窓口（要事前予約）

※ 予約先 北葛城地区医師会 ☎ 0745-23-2431

## 桜井地域産業保健センター（桜井窓口）

〒633-0002 TEL 0744-43-8766  
 桜井市粟殿 1000-1 FAX 0744-42-0596  
 桜井保健福祉センター Eメール skurai@nara.med.or.jp  
 「陽だまり」3階 桜井地区医師会内  
 URL <http://nara.med.or.jp/sakurai/center.html>

### ■予約相談窓口（要事前予約）

※ 予約先 桜井地区医師会 ☎ 0744-43-8766

### ■メンタルヘルス相談窓口（要事前予約）

※ 予約先 桜井地区医師会 ☎ 0744-43-8766

## 南和地域産業保健センター（南和窓口）

〒639-3111 TEL 0746-34-2353  
 吉野郡吉野町上市 133 FAX 0746-34-2358  
 吉野町中央公民館 Eメール y-m-a@mahoroba.ne.jp  
 吉野郡医師会内

〒637-0036 TEL 0747-25-3059  
 五條市野原西6丁目 1-18 FAX 0747-25-3049  
 保健福祉センターカルム五條 2F  
 五條市医師会内 Eメール info@gojomed.gr.jp  
 URL <http://gojomed.gr.jp/sanpo/>

### ■健康相談窓口

五條市医師会 ☎ 0747-25-3059  
 毎月第3木曜日 14:00～16:00  
 吉野郡医師会 ☎ 0746-34-2353  
 毎月第1木曜日 14:00～16:00  
 十津川地区：中川医院 ☎ 0746-64-0011  
 毎月第2火曜日 14:00～16:00

### ■予約相談窓口（要事前予約）

※ 予約先 五條市医師会・吉野郡医師会

### ■メンタルヘルス相談窓口（要事前予約）

※ 予約先 五條市医師会・吉野郡医師会



各窓口ともに、事業場まで訪問しての指導・相談等にも対応できますので、コーディネーター又は医師会事務局にご相談ください。

# 事業主の皆さんへ

## ① 脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する健康相談・保健指導

労働安全衛生法に基づく健康診断の結果、脳・心臓疾患関係の主な検査項目（血中脂質検査、血圧測定、血糖検査、心電図検査等）等に異常所見のあった労働者に対し、地域産業保健センターの医師又は保健師（登録産業医等）が日常生活面での指導や健康管理に関する情報の提供を行います。

## ② メンタルヘルス不調の労働者に対する相談・指導

不眠等、メンタルヘルス不調を自覚する労働者、ストレスチェックにおいて高ストレスと評価された労働者及び当該労働者を使用する事業者からの相談・指導を登録産業医等が行います。（医学的な診断や医療行為を行うものではありません。）

ストレスチェックにおいて高ストレスと評価された労働者に対する医師による面接指導を実施するとともに、面接指導の結果に基づく事後措置に係る事業者からの意見聴取の求めに対して、登録産業医が意見を述べます。

## ③ 健康診断の結果についての医師からの意見聴取

労働安全衛生法に基づく健康診断の結果、異常所見のあった労働者に関して、その健康を保持するため必要な措置について、事業者からの意見聴取の求めに対して、登録産業医が意見を述べます。（医師からの意見聴取は、労働安全衛生法第 66 条の 4 に基づく事業者の義務です。）

## ④ 長時間労働者に対する面接指導

労働安全衛生法第 66 条の 8 では、長時間労働に従事し疲労の蓄積した労働者に対して、労働者からの申出により、事業者は医師による面接指導を受けさせることが義務づけられていますが、地域産業保健センターでは、登録産業医がこの面接指導を実施するとともに、面接指導の結果に基づく事後措置に係る事業者からの意見聴取の求めに対して、登録産業医が意見を述べます。

※ 労働安全衛生法第 66 条の 8 では、脳・心臓疾患の発症を予防するため、週 40 時間の法定労働時間を超えて労働させた時間が月 100 時間を超え、かつ、疲労の蓄積した労働者に対して労働者の申し出により、医師による面接指導を実施することが義務づけられています。

※ また、労働安全衛生法第 66 条の 9 では、週 40 時間の法定労働時間を超えて労働させた時間が月 80 時間を超え、かつ、疲労が蓄積し健康上の不安を有している労働者であって、健康への配慮が必要な者及び事業場において定めた基準に該当する者に対して、労働者の申し出により、医師による面接指導を実施するよう努めなければならないと規定されています。

- ★ 登録産業医等が事業場を訪問したうえで、上記①から④の事業主等からの相談や個々の労働者に対する保健指導・助言等の実施、さらに、職場内の作業環境管理、作業管理等に関する助言・指導、労働者に対する健康講話の実施等にも応じることができます。



# 労働者の方々へ

以下のサービス（産業保健相談・指導）を**無料**で受けられます。

## ① 脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導

職場で受診した健康診断の結果、脳・心臓疾患関係の主な検査項目（血中脂質検査、血圧測定、血糖検査、心電図検査等）等に異常所見のあった方は、地域産業保健センターの医師又は保健師（登録産業医等）による日常生活面での指導などを受けることができます。

## ② メンタルヘルス不調に関する相談・指導

こころの健康不安や高いストレスを感じている方は、地域産業保健センターの登録産業医等に相談することができます。

## ③ 長時間労働による疲労や健康不安に関する面接指導

時間外労働が長時間に及び疲労が蓄積している方は、登録産業医の面接指導を受けることができます。

■ 相談等を希望される事業主や労働者の皆さんと地域産業保健センターの登録産業医等との橋渡しの役割を担うのがコーディネーターです。

各地域産業保健センターのコーディネーターは次のとおりです。

北和センター：久保 一美 <<携帯☎ (070) 2153-1823>>  
葛城センター：宮田 悟 <<携帯☎ (070) 2153-1824>>  
桜井センター：中村 時雄 <<携帯☎ (080) 9048-2238>>  
南和センター：大谷 繁一 <<携帯☎ (080) 9048-2239>>



※ 助言・指導、訪問指導等を希望される場合やお問い合わせは、コーディネーター【又は各地域産業保健センター（郡市地区医師会事務局）、奈良産業保健総合支援センター】までご連絡をお願いします。

■ 助言・指導、訪問指導等の産業保健サービスのご利用は、同一事業場において、同一年度内で2回までとなります。

## 独立行政法人労働者健康安全機構 奈良産業保健総合支援センター

〒630-8115

奈良市大宮町1-1-32 奈良交通第3ビル

TEL 0742-25-3100 FAX 0742-25-3101

URL <http://www.naras.johas.go.jp>

Eメール [info@naras.johas.go.jp](mailto:info@naras.johas.go.jp)

「いきいき健康！」  
「いきいき職場！」  
の実現を目指して  
ご利用ください。  
ご連絡を  
お待ちしております。

